

能登森林計画区

国有林の地域別の森林計画書(案)

計画期間 (自 平成22年 4月 1日)
(至 平成32年 3月31日)

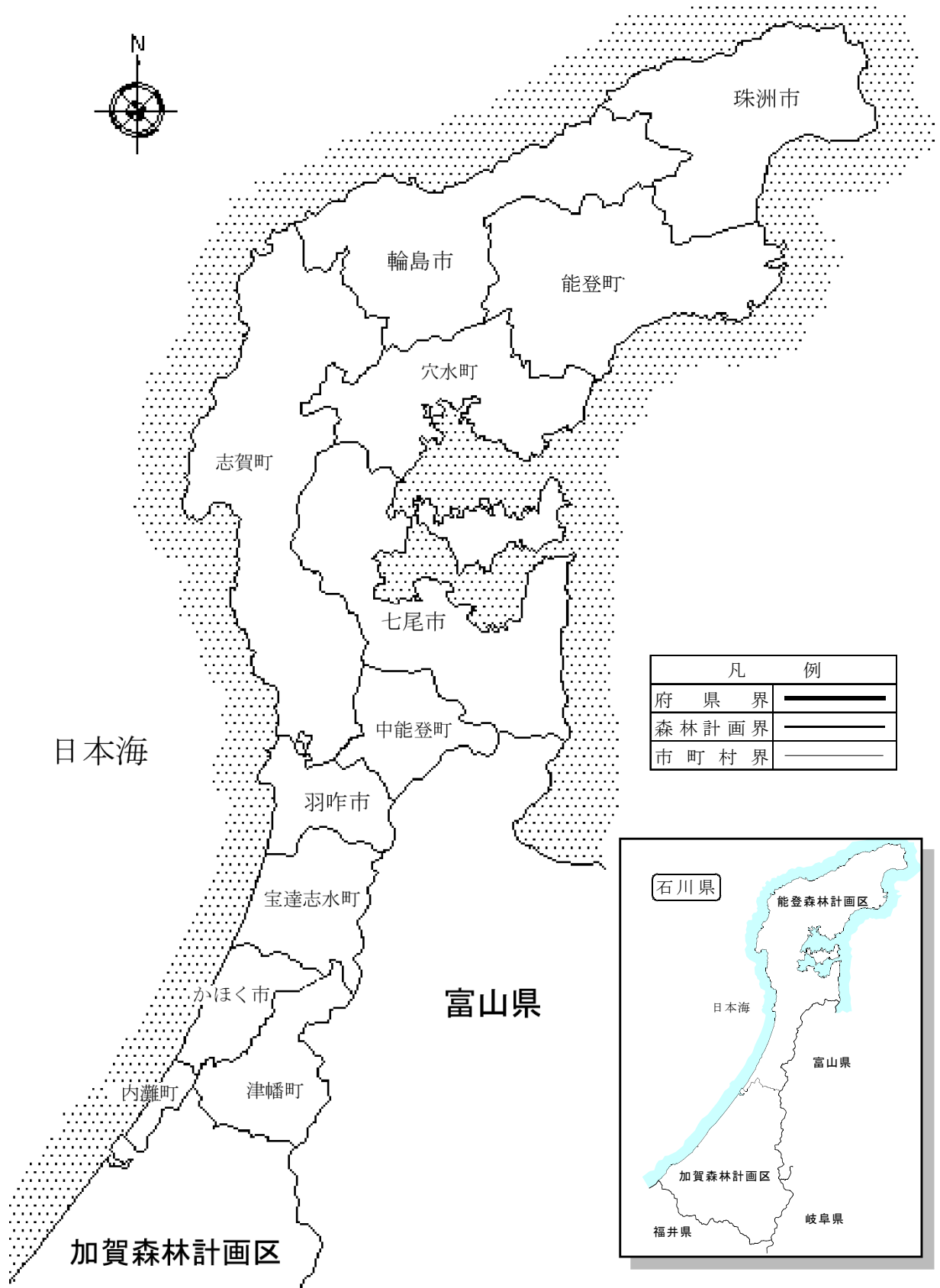
近畿中国森林管理局

ま え が き

本計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、能登森林計画区のうち林野庁所管の国有林について樹立した平成22年4月1日から32年3月31日までの10年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」です。

この用紙は間伐材を活用しています。

能登森林計画区位置図



凡 例	
府 県 界	———
森 林 計 画 界	———
市 町 村 界	———



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課	課	長	山 口	輝 文
	流域管理指導官		竹 井	正 治
	課 長 補 佐		坪 木	直 文
	経営計画第五係長		河 野	孝 典

2 樹立に従事した期間

自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年12月31日

目 次

I 計画の大綱	1
1 自然的条件、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
(1) 自然的条件	1
(2) 社会経済的背景	2
(3) 森林計画区における国有林の位置付け	3
2 計画樹立に当たっての基本的考え方	3
II 計画事項	5
1 計画の対象とする森林の区域	5
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	6
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(3) その他必要な事項	8
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	9
(1) 森林の立木竹の伐採に関する事項	9
(2) 伐採立木材積	10
4 造林面積その他造林に関する事項	10
(1) 造林に関する事項	10
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	10
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	10
(1) 間伐及び保育に関する事項	10
(2) 間伐立木材積	11
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	11
(1) 公益的機能別施業森林の区域	11
(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	12
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	12
(1) 林道の整備に関する基本的な考え方	12
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	12

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある 森林の所在及びその搬出方法	12
(4) その他必要な事項	13
8 森林施業の合理化に関する事項	13
(1) 林業に従事する者の養成及び確保	13
(2) 林業機械の導入の促進	13
(3) 路網の整備	13
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備	14
(5) その他必要な事項	14
9 森林の土地の保全に関する事項	14
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	14
(2) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分 及びその搬出方法	14
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	14
(4) その他必要な事項	15
10 保安施設に関する事項	15
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	15
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	15
(3) 実施すべき治山事業の数量	15
(4) その他必要な事項	15
11 その他必要な事項	15
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	15
(2) 森林の保護及び管理	15
(3) その他必要な事項	16
別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	17
別表 2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	18
別表 3 伐採立木材積	18
別表 4 人工造林及び天然更新別の造林面積	19
別表 5 公益的機能別施業森林の区域	19
(1) 水土保持林の区域	19
(2) 森林と人との共生林の区域	19

	(3) 伐採方法その他施業を特定する必要のある森林の区域	19
別表 6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	19
別表 7	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある 森林の所在及びその搬出方法	19
別表 8	樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	19
別表 9	林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある 林分及びその搬出方法	19
別表 10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	19
別表 10-1	保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	19
別表 10-2	計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の 種類別の所在及び面積等	19
別表 10-3	指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	20
別表 11	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	20
別表 12	治山事業の数量	20
別表 13	法令により施業について制限を受けている森林の区域	20

I 計画の大綱

1 自然的条件、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

本計画区は、石川県北部に位置しており、九頭竜川広域流域に属し、区域面積は217,313 haで、行政区域は七尾市をはじめとする5市7町からなっています。

東の一部は富山県に、南は加賀森林計画区の金沢市に接し、その他は能登半島として日本海に突き出しています。

イ 地勢

山地（丘陵地を含む）は、地域的に北部・南部の二つに分けられます。邑知潟地帯以北の北部山地（能登島を含む）は、高州山（567m）を最高峰とし、丘陵性山地が広い面積を占めています。南部山地は、崎山半島から石動山（565m）、基石ヶ峰（461m）、宝達山（637m）を経て倶利伽羅峠に至る山地で、やや急峻な地形を呈しています。全体的に標高300m以下の低い山地と丘陵地が大部分を占め平野に乏しい地形となっています。

また、海岸砂丘は内灘町から羽咋市までの海岸線に沿って発達しています。

ウ 地質及び土壌

地質について、変成岩類及び深成岩類は県内に分布する岩石のうちで、形成年代が最も古く、宝達山、石動山付近、能登北西部などに露出しています。変成岩類は、主として片麻岩から成り、深成岩類は、花崗閃緑岩・石英閃緑岩を主体としています。

中新世前期の火山性岩石は、能登半島の中央部で広大に分布しています。中新世前期の火山性岩石のうち、下位にあるものは主に安山岩溶岩・安山岩質角礫凝灰岩等が占めています。その上位には能登北部では、デーサイト質の火砕岩と熔結凝灰岩及びそれに伴う玄武岩溶岩が広く分布し、能登中部では、安山岩類の火砕岩・溶岩が広く露出しています。

中新世・鮮新世・更新世前期の地層は、能登南部の山地・丘陵を構成しています。砂礫岩・砂岩・泥岩などの碎屑岩と、それらに介在する火山灰層や凝灰質層、一部にみられる石灰岩などその岩質や性状はきわめて多彩となっています。更新世中期の地層は、七尾付近の小範囲や能登北部の高位の海岸段丘として分布しています。更新世後期の堆積物は、能登半島の七尾・珠州地区などの中位海成段丘を構成し、地表分布は比較的狭いが平野部の地下に分布し、地形的な段丘とも関連しています。完新世の堆積物は、邑知潟平野の上層に広く分布するほか、河谷を埋める堆積物もこれに含められ、沿岸砂丘も完新世の所産となっています。これらは年代にして過去約1万年以内に形成されたもので、固結度の弱い堆積物からなっています。

土壌の分布状況は、大部分が褐色森林土壌によって占められています。能登半島沿岸部の波触地形の斜面には岩石地が局所的に分布しています。第三紀の堆積岩類や火山岩類を基岩とするところでは、地質時代に気候風化されてできた赤黄色土が丘陵性山地の緩斜面や山頂部に点状に散在しています。

さらに、海岸に近い丘陵性山地では未熟土壌の分布も多く見られます。黒ボク土壌は、やや緩やかな斜面の小谷頭や段丘面で比較的安定した台地状地形のところに局部的に見られ、グライ土壌は、山間低地の水田跡地など排水不良なところに極めて小面積に点在しています。

エ 植 生

宝達山（637m）、石動山（565m）、高洲山（567m）、宝立山（469m）の頂上付近にだけブナ林を見ることができます。この地域では長い間、雑畑としての利用や、薪炭材（特に製塩用燃料）の採取等で、コナラ、クリ、アカマツの二次林に変化しています。

ここでも、神社の境内林にいくと、タブ、スタジイ、ウラジロガシ林を見ることができます。なお、能登にはアテ（ヒノキアスナロ）がよく造林されており、山奥には天然林も残っています。

また、内灘町から羽咋市にかけての長大な砂丘には、クロマツ、ニセアカシヤ林が続いています。それより以北の外浦一帯は岩礁の多い海岸となり、外浦にはケヤキ林が多く生育しています。

オ 気 候

日本海に突出し海流の影響を受けるため年平均気温のやや低い奥能登と気候の温和な中能登、口能登に分けられます。輪島市における平年（1974～2008年）の年平均気温は13.2℃、年降水量は2,139mmで、積雪深の最大値は78cmとなっています。しかし、近年降雪日数及び積雪量とも減少しており、平成20年の降雪日数は66日、積雪最深は14cmです。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の状況

本計画区の総面積は約217,323haで、森林面積は144,259ha（66%）、農地面積約24,722ha（12%）、その他48,342ha（22%）となっています。

イ 人口及び産業の状況

人口は平成21年10月現在、312,077人と県総人口の27%を占めており、就業人口は163,260人となっています。就業状況は第一次産業は13,833人（8%）、第二次産業が52,956人（32%）、第三次産業が96,471人（60%）となっており農林業の占める割合は加賀森林計画区より高くなっています。

ウ 交通の状況

J R北陸線及び国道8号、北陸自動車道等の幹線が南端の津幡町を通り、関西、中部、関東への動脈となっています。

また、これらに接続し、区域内を南北に縦断する交通機関としては、J R七尾線、のと鉄道や能登有料道路があり、能登と加賀を結んでいます。また、国道159号線や249号線が半島を一周しており、国道160号線及び415号線が能登と富山県を繋いでいます。このほか、県道、市町村道等がこれらを補うように整備されています。

(3) 森林計画区における国有林の位置付け

本計画区の国有林(国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める森林及び公有林野等官行造林地(計画対象外森林を除く。)、以下同じ。)は、全て公有林野等官行造林地が占め、志賀町及び宝達志水町からかほく市にかけて所在しており、面積は68haとなっています。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

国有林は、地域において国土保全、自然環境の保全、林産物の供給、農山村地域の産業の振興又は住民福祉の向上への寄与等重要な使命を担っているとともに、脊梁部の水源地帯や都市近郊に所在する国有林は、下流域の水源地かん養や都市住民の保健休養の場としても重要な役割を果たしています。

また、近年、森林が生物多様性の保全に寄与し、二酸化炭素の吸収・固定源として重要な役割を果たしていることについての認識が深くなってきたことに加え、森林の保健・文化・教育的な利用に対するニーズが、一層高度化、多様化するなど、森林の有する多面的機能の一層の発揮が求められています。

このような森林の果たす様々な機能を高度に発揮していくことに対する国民の期待の高まりに応え、木材等の多様な財及びサービスを持続的に供給するため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営に努めることが今日の重要な課題となっています。

一方、森林資源の状況を見ると、人工林の多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にありますが、高齢級の森林が増加しつつあり、これら人工林から生産される国産材の安定的な供給への期待も高まってきています。また、一方で、森林に対する国民のニーズを踏まえた広葉樹林化、長伐期化等多様な森林整備を推進するための分岐点となる時期にあります。

これらの人工林については、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、必要な施業を適時・適切に行い、森林の健全性が確保されるようにしていく必要があります。また、我が国の森林は、急峻な山地や谷地、崖地が多い上に梅雨期、台風期等における集中豪雨等に見舞われやすい気候条件下にあること等から、山地災害等の未然防止を図る必要があります。さらに、野生鳥獣による森林被害防止のための総合的かつ効果的な対策を推進することが重要となっています。

本計画区の森林は、戦後の積極的な人工林造成の結果、量的には充実しつつあり、適切な間伐等による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていく重要な時期を迎えています。

このため、全国森林計画に即し、自然的条件、社会経済的背景及び地域の動向等を踏まえつつ、以下の考え方を基本として森林の整備及び保全の目標を明らかにして、国有林の地域別の森林計画を樹立します。なお、計画樹立に当たっては、民有林との緊密な連絡調整を図ります。

○ 公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応します。

- ・従来から進めてきた若齢人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についても、コストを抑えた択伐や間伐といった抜き伐りを適切に行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林へ計画的に誘導するとともに、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的な充実を図ります。

森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育しており、それら生態系の保全に配慮した施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全に寄与することに十分に留意します。

- ・京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量を確保するため、間伐等の森林整備の着実な実施に努めます。
- ・森林整備の展開に当たっては、施業の効率化・低コスト化を推進するための施業技術、路網と高性能林業機械との組合せによる低コスト路網生産システムの普及・定着等により生産流通及び加工段階における条件整備について関係者と一体となって積極的に取り組みます。

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位：面積：ha

区 分		総 数	国有林野	公有林野等 官行造林地
総 数		68.46		68.46
市 町 別 内 訳	かほく市	3.21		3.21
	志賀町	27.20		27.20
	宝達志水町	38.05		38.05

注：① 能登森林計画区の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の
国有林です

② 森林計画図の縦覧場所

大阪市北区天満橋1丁目8番75号

近畿中国森林管理局

金沢市田上本町71街地区1番

石川森林管理署

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する以下の各機能の高度発揮が期待される森林は別表1のとおりとします。

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能並びに自然環境を保全、形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた森林施業の実施や、森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。具体的な機能ごとの整備及び保全の目標は次のとおりとします。

ア 森林の整備及び保全の目標

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く繁っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物

質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林整備及び保全の基本方針

(ア) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ります。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化、木材等生産機能の各機能の高度発揮を図るため、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、併存する機能の発揮に配慮しつつ、地域の特性、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、

- ・水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」
- ・保健・文化機能又は自然環境の維持機能を重視する「森林と人との共生林」
- ・木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」

に区分します。

さらに、この区分を踏まえ、

- ① 育成単層林における保育・間伐の積極的な推進
- ② 広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備
- ③ 天然生林の的確な保全管理
- ④ 保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策

⑤ 森林病虫害、野生鳥獣被害等の防止対策

⑥ 花粉の少ないスギ品種等への転換などスギ等の花粉発生の抑制対策の推進等に取り組み、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ります。

また、効率的な森林施業、森林の適切な管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、林地及び自然景観の保全に配慮しつつ、森林資源の整備目標、公道、民有林林道の配置状況等を考慮し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの普及・定着のほか農山村地域の振興にも寄与することに留意した整備に努めます。なお、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を行います。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能などの諸機能の高度発揮のため、治山事業の計画的な実施に取り組み、保安林の適正な整備に努めます。

(イ) 重視すべき機能に応じた森林区分ごとの整備方針

a 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、国民生活に必要であり環境への負荷の少ない素材である木材を安定的かつ効率的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する森林です。

森林の整備・保全に当たっては、木材需要の動向、地域の森林構成等考慮のうえ、形質が良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進します。この場合、森林のもつ旺盛な成長力が二酸化炭素の吸収・固定に大きな役割を果たしていることにも留意します。

整備対象面積 おおむね 68ha (前計画 おおむね68ha)

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおりとします。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する事項

ア 立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

なお、主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ります。

また、歴史を未来につなぐ森林づくりとして、世界文化遺産等歴史的木造建築物の修復資材の供給に取り組みます。

単位：年

地 区	樹 種								
	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	ヒバ(アテ)	モミその他針	クヌギ	用材林の広	薪炭林の広
全 域	45	50	40	40	50	50	15	65	25

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採の標準的な方法は次のとおりとします。

(ア) 対象森林

本計画区は公有林野等官行造林のみであり、皆伐を行う森林は、生産目標別の主伐の時期に達したものから行います。

(イ) 生産目標別の主伐の時期

皆伐による人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行いますが、本計画における樹種別、生産目標別の主伐の時期は、次のとおりとします。

地 区	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐の時期 (年)
		生 産 目 標	仕 立 方 法	期 待 径 級 (cm)	
全 域	スギ	一般建築材	中仕立	24～28	65
	ヒノキ	一般建築材	中仕立	24～28	65
	マツ	一般材	中仕立	30	80

注：期待径級は利用径級を勘案し決定しています。

(ウ) 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

公有林野等官行造林地の伐採は、制限林にあつてはその制限内容に従って行います。

ウ その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画します。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する事項

ア 造林樹種

該当ありません。

イ 造林の標準的な方法

該当ありません。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間その他必要な事項

該当ありません。

エ その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

該当ありません。(別表4)

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導に必要な間伐や保育を的確に実施します。

なお、実施に当たっては、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意します。

ア 間伐の標準的な方法

間伐は、林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて実施します。

実施時期は、樹冠がうっ閉したことにより、下層植生の一部が消失若しくは消失する恐れのある場合又は林木相互間に競合による優劣が生じた時期とします。

選木に当たっては、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等も選木します。

間伐率は、35%（材積率）を上限とし、現地の実態に応じて決定します。

実施に当たっては、効率的に間伐を実施するため、立地条件等を考慮の上、列状間伐を推進します。

なお、間伐材の有効活用の観点から、民有林と連携した間伐の実施等による安定供給体制の整備、関係機関等への間伐材の利用促進の働きかけなど間伐材の需要拡大に取り組みます。

イ 保育の標準的な方法

樹種	作業種	経過年数（年）															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ	下 春植	←						→									
	刈 秋植		←					→									
ヒノキ	つる切							←									
	除 伐									←							→

注： この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて行います。

ウ その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画します。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保持林」の区域

該当ありません。（別表5(1)）

イ 「森林と人との共生林」の区域

該当ありません。（別表5(2)）

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域

該当ありません。（別表5(3)）

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

該当ありません。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

該当ありません。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法

該当ありません。

エ その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の整備に関する基本的な考え方

森林整備の目標の実現を図るため民有林と連携を図りながら路網の整備を一体的、効率的に推進します。

この場合、開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとします。

ア 資源の循環利用林

木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、路網整備を計画的に行います。

なお、林道開設に当たっては、森林の利用形態に応じた規格・構造の柔軟な選択、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するとともに、森林へのアクセスを確保する骨格となる林道については、移動時間の短縮による森林整備の効率化に見合った規格・構造とします。さらに、コストの縮減を図りつつ、計画、設計、施工の全ての段階における周囲の環境との調和を図ることとします。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林施業や育成複層林施業の対象地にあっては、林道、作業道及び集材路の適切な組み合わせによる林内路網の整備を推進し、おおむね50m/haを目安として整備するよう努めます。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及、箇所別の数量等

該当ありません。（別表6）

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当ありません。（別表7）

(4) その他必要な事項

国有林と関係のある私有林林道の開設計画については該当ありません。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

地域における林業事業体の育成・強化に当たっては、事業規模の拡大、機械装備の充実等による経営体質の強化とともに、これを通じた林業労働者の就労条件の整備が課題となっています。

このため、私有林及び関係機関と連携して、共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化、安定化を図るとともに、技術研修等の実施及び研修フィールドの提供等を通じ、機械化促進に努めます。

さらに社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する指導の推進、労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等により、林業労働者の就労条件の整備に努め、林業従事者の養成、確保を図ります。

(2) 林業機械の導入の促進

高性能林業機械の導入は、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであるとともに、労働生産性の向上、労働災害の減少、重筋労働からの解放による林業経営の合理化、林業事業体の体質強化及び林業労働者の確保を図る上で重要なポイントとなります。

このため、私有林及び関係機関と緊密な連携を図り、事業量の確保、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの普及・定着を推進するとともに現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に寄与するよう努めます。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、効率的な作業システムに対応し得るよう、林道、作業道及び集材路を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網への重点化を図ります。

(3) 路網の整備

効果的かつ効率的な森林施業の推進、高性能林業機械による低コスト路網生産システムの導入促進等のため、路網整備に努めます。

この際、トラック等の走行に用いる作業道については、計画的な森林施業の実施に合わせて整備することとし、高性能林業機械等の走行に用いる集材路については、近年の路網作設のための技術の向上を踏まえ、できるだけ簡易で耐久性のある構造での整備を推進します。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設の大型化・高性能化等による流通加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じて、需用者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量に、また安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって取組を推進します。

ア 木材の生産・流通の合理化

国有林・民有林及び素材生産業者・流通業者が一体となって、森林計画区を単位とした計画的な木材生産や共同出材等により、木材の産地・銘柄化を図るなど生産流通の合理化に努めます。

イ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

木材安定供給協議会等を活用し、地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、国有林及び民有林、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図ります。

ウ 国産材の安定供給体制の整備

森林吸収目標達成のために必要な間伐的的確な実施、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を実現するため、国有林と民有林が連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を強力に推進します。

(5) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

該当ありません。（別表 8）

(2) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分及びその搬出方法

該当ありません。（別表 9）

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全、形成に重

要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けます。

また、土石の切取、盛土を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容等を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。また、土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じます。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

該当ありません。（別表 10）

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当ありません。（別表 11）

(3) 実施すべき治山事業の数量

該当ありません。（別表 12）

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当ありません。（別表 13）

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

森林の保護・管理については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設定、広葉樹林や針広混交林の造成等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対して抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行います。

(7) 病虫害等については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努めます。特にマツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進します。

(4) 野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全に取り組みます。

イ 森林の巡視に関する事項

山火事、森林病虫獣害、風水害等の早期発見に重点を置くとともに、森林管理にも配慮した林野巡視に努めます。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護管理等を推進するため、地域の要望に基づく保安施設の整備や、啓発用の標識の設置等に努めます。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 面積 : ha

区 分		森林機能区分	森 林 の 所 在	面 積
総 数		水源かん養		—
		山地災害防止		—
		生活環境保全		—
		保健文化		—
		木材等生産		68.46
市 村 別 内 訳	かほく市	木材等生産	かほく市 4	3.21
	志賀町	木材等生産	志賀町 1～3	27.20
	宝達志水町	木材等生産	宝達志水町 1～3, 5, 6	38.05

別表 2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末	参考（現況）		
				水 土	共 生	循 環
面 積	育 成 単 層 林	55	15	—	—	55
	育 成 複 層 林	—	—	—	—	—
	天 然 生 林	—	—	—	—	—
森 林 蓄 積 (m ³ /ha)		146	133	—	—	—
林 道 整 備 率 (%)		—	—	—	—	—

注 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり

- ① 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として、成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- ② 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- ③ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む
- ④ 現況については、平成21年3月31日現在の数値。

なお、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指します。

※1「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈り出し等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。

※3「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表 3 伐採立木材積

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	7	7	—	7	7	—	—	—	—

別表 4 人工造林及び天然更新別の造林面積

該当ありません。

別表 5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

該当ありません。

(2) 森林と人との共生林の区域

該当ありません。

(3) 伐採方法その他の施業を特定する必要がある森林の区域

該当ありません。

別表 6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

該当ありません。

別表 7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当ありません。

別表 8 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

該当ありません。

別表 9 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分及びその搬出方法

該当ありません。

別表 10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

該当ありません。

10-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当ありません。

10-3 指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当ありません。

別表11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当ありません。

別表12 治山事業の数量

該当ありません。

別表13 法令により施業について制限を受けている森林の区域

該当ありません。